

動労連帯高崎

国鉄高崎動力車連帯労働組合
〒360-8799 熊谷郵便局私書箱 56 号
dororentai@gmail.com
2019年3月10日 NO. 167

鈴木副委員長への 解雇通告許さない！

2月22日、動労連帯高崎の鈴木喜平副委員長（籠原事業所）に、総務部長名の文書が出されました。「雇用契約については…3月31日をもって満了とし、これを更新しない」という雇い止め＝解雇通告です。絶対に許さない！ 総務部長・松本とTTSは直ちに文書を撤回せよ！

解雇する理由などない！

理由は①昨年7月に「無断で帰宅」し、12月に「訓告」処分にした、②昨年5月にビラを「会社施設内」に置き、「口頭注意」の指導をした。この「勤務成績」で解雇だということです。

「無断帰宅」一回で三度処分？

①に関しては、すでに訓告処分が出ており、冬の一時金もカットされています。そもそもこの「訓告」処分も、鈴木副委員長に弁明の機会を与えず、一方的に出した不当処分です。

鈴木 喜平 殿

貴殿との雇用契約については、下記の勤務成績を理由として、平成31年3月31日をもって満了とし、これを更新しないものとする。

1 勤務成績について

(1) 無断欠勤
平成30年7月20日（金）、夜勤B1勤務のため出勤したが、その後作業責任者に何も伝えることなく無断で帰宅した。これにより、契約社員就業規則第3条、第6条、第145条に則り、平成30年12月6日付で「訓告」処分とした。

(2) 会社施設内における集会、政治活動等
職務規律の厳正については、平成30年4月10日付高鉄字第12号「社員のみなさんへ（職場規律の厳正について）」で社員への周知をしているにも関わらず、平成30年5月17日の勤務日に組合機関紙（ビラ）を会社施設内に置いたことで、平成30年5月28日契約社員就業規則第17条及び上記通達に則り、「口頭注意」の指導をした。

2 雇用契約
平成31年3月31日で、平成30年4月1日からの契約社員雇用契約が満了となる。しかし、上記1の理由から、平成31年4月1日以降の雇用契約は更新しない。

平成31年2月22日

JR高崎鉄道サービス㈱
総務部長

2月22日に出された文書。撤回しろ！

「口頭注意」で解雇！？

②の「口頭注意」は就業規則のどこにもありません。一回注意されたことが解雇の理由になったら、どれだけの人が解雇になるか！ そもそも、通告書に書かれている「5月17日」に鈴木副委員長がビラを「会社施設内」に置いた事実などありません。

こんな解雇は絶対にありえません。動労連帯はすでに団体交渉を申し入れています。撤回・謝罪させるまで闘います。ともに声をあげよう！

そして、さらに重大事実が！！（裏面に続く）

重大事実が明らかに！！

総務部長・松本和之氏、2月27日の団体交渉で

「無期転換申し込みの時期を

まちがっていた」と

労働契約法違反を認める！

2月27日、TTSと団体交渉を行いました。その際組合は、2013年4月5日に入社した鈴木副委員長が2013年の労働契約法改定によって、1年の有期契約から「無期契約への転換」の申し込みを行えるようになる時期について質（た）しました。

無期転換の話をした数日後に解雇通告

鈴木副委員長は2月18日、反町所長に無期転換の申込をしたいという話をしました。それに対して反町所長は「鈴木さんはまだ、来年になる」と返事をし、申込用紙を渡さなかったのです。その4日後の22日、鈴木副委員長に雇い止め＝解雇通告文書が出されたのです。

「今日（団交の日）の午前中、勉強してわかった」と松本総務部長。ふざけるな！

組合の質問に松本総務部長は「鈴木さんは2013年4月5日入社なので、2018年4月1日の契約更新日から、無期転換の申込ができる」と「正しく」説明。組合は、反町所長の返答と矛盾していると指摘しました。

これに対し、松本総務部長は「それは勘違い。今日の午前中、いろいろと勉強してわかった。これから手続きをやり直す」と回答したのです。

鈴木副委員長の解雇通告は、やはり撤回しかない！

つまりTTSは、労働契約法に違反していた状態を約1年、続けていた！労働者の雇用や生活をどう考えているんだ！この「違法状態」の中で出された鈴木副委員長への雇い止め通告は、100%無効です。

TTSは全労働者に謝罪し、鈴木副委員長への解雇通告を撤回しろ！